

午前10時30分開会

○池田委員長 皆さんおはようございます。連日お疲れさまでございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。以降、着座にて進行させていただきます。

本日の日程をご覧ください。議案審査が6件、報告事項は、子ども部が2件、保健福祉部が1件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申し入れ、教育長にご出席を頂いております。教育長におかれましては、お忙しい中、委員会にご出席を頂き、ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査に入ります。議案第56号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○大松子ども支援課長 では、教育委員会資料1-1に基づいて、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

項番1の概要のとおり、児童福祉法の改正が10月1日に施行されましたので、これを引用している区条例の改正が必要になったものでございます。

項番2の主な改正内容につきましては、区条例の25条におきまして、児童福祉法33の10を引用しておりますが、改正後の児童福祉法において、現行の条項数と差異が生じた、いわゆる条ずれが生じましたので、このため区条例においても改正する必要があるものでございます。

項番3の新旧対照表は資料1-2でございますが、新旧対照表のとおり、旧の児童福祉法33条の10を、改正後、新は33条の10第1項と改めております。

元の資料に戻りまして、項番4のとおり、施行期日は公布の日としております。

簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。はい。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、省略をいたします。省略してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第56号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池田委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第56号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第56号の審査を終了いたします。

次に、議案第57号、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○山崎子育て推進課長 私のほうから、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、教育委員会資料2-1に基づきましてご説明させていただきます。

まず、項番1の概要でございます。児童福祉法及び国の家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準が改正されたため、区条例におきましても改正を行うものでございます。

続きまして、項番2の主な内容でございます。新旧対照表も2-2のほうでついておりますので、一緒にご覧いただければと思います。

まず一つ目、区条例第12条につきましては、児童福祉法第33条の10を引用していることから、改正後の児童福祉法との条項数に差異が生じたため、区条例においても文言を改正するものでございます。

次に、区条例第17条第2項についてでございます。本条例につきましては、児童福祉法に基づき、国の基準に従い定めたものでございます。このたび、国基準の改正によって、母子保健法に基づいた区市町村による乳幼児の健康診査が行われた場合であって、その診査内容が家庭的保育事業等の実施する利用開始時、定期、臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められる場合、家庭的保育事業者等は、当該健康診断等の全部又は一部を行わないことができる、そういう規程が追加されたことから、区条例においても改正するものでございます。

施行期日については、公布の日でございます。

ご説明は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 17条のほうについて、区が実施する健康診査が行われた場合、家庭的保育事業の実施する健康診断はやらなくてもいいよということですけども、これ、大体、健康診断の中身というのは、区がやっているもの、また家庭的保育事業を行っているものとは大体同等のものということでよろしいですかね。

○山崎子育て推進課長 はい、そのとおりでございます。

○池田委員長 はい。

ほかはいかがですか。よろしいですか。

小枝委員。

○小枝委員 先ほどからの法改正の関連でというのが続いているんですけれども、これ、保護者とか、父、母、民間人の分かるように、法改正の趣旨のところを、条文はそうなんでしょうけど、こういうことなんですよ、だから生活現場に、こう変化があるんですよという言い換えをちょっとしていただけるとありがたいです。

○山崎子育て推進課長 改正の内容についてですかね。そうですね、家庭的保育事業等を利用する場合は、初めに、受け入れる前、受け入れたときに、健康状態とかをチェックするために健康診断を行っていたというところで、それが、今回、今まで児童相談所で行っていた場合は、それと健康診断の内容は一緒でしたよと。だから省略しましょと、何

回も同じことをやらないようにということです。

で、今回、その健康診断の中身が、例えば尿検査ですとか、聴覚とか、あとは視覚とか、そういうったものが、小さいお子さんですので、なかなか正確に、その部分が診断できないというところもあって、そこは省略してもいいよというふうになったんです。そのことによって、区市町村、自治体とかでやっている健康診査と大体同じ内容になったというところで、各自治体で行っているような健康診査をやったことによって、それを代わりにすることができますよと。利用開始時に改めて同じことをやらなくていいですよというふうになりましたよというところで、事業者としてはある意味省略するところができますよというような内容でございます。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○池田委員長 はい。以上で、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○池田委員長 討論は省略してもよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○池田委員長 はい。

それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第57号、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○池田委員長 賛成全員です。よって、議案第57号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第58号の審査を終了いたします。

次に——あ、失礼いたしました。以上で、議案第57号の審査を終了いたします。

次に、議案第58号、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○宮原児童・家庭支援センター所長 それでは、教育委員会資料3-1に基づきましてご説明を差し上げたいと思います。

千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

1の概要でございます。児童福祉法等の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行されたため、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につき、所要の改正を行わせていただくものでございます。

2番の主な改正内容でございますが、区条例の第13号において、児童福祉法第33の10を引用しておりますが、改正後の児童福祉法では、現行の条項数と差異が生じたために、区条例においても文言を改正するものでございます。

新旧対照表につきましては、資料3-2でございまして、右側、旧のところでございま

ですが、第13条、下線の部分、「法第33の10各号」という文言がございますが、新のほうでは「第33の10第1項各号」という形に改正を予定しております。

施行期日でございますが、公布の日からの施行というところでございます。

簡単でございますが、ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。以上で、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。省略してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

これより採決に入ります。

議案第58号、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池田委員長 賛成全員です。よって、議案第58号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第58号の審査を終了いたします。

次に、議案第59号、千代田区立障害者福祉センター条例及び千代田区立障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○緒方障害者福祉課長 それでは、議案第59号、千代田区立障害者福祉センター条例及び千代田区立障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例につきまして、保健福祉部資料1に基づきましてご説明いたします。

項番1、改正理由でございます。千代田区立障害者福祉センター及び千代田区立障害者就労支援施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に規定されている業務を行っております。

今般、障害者総合支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、障害者の就労選択支援に関する項及び障害者の地域移行整備に関する市町村の努力義務に関する項が新設されてございます。これにより対象条例に条項ずれが生じてございますので、所要の改正を行うものでございます。

項番2、改正内容でございます。千代田区立障害者福祉センター条例及び千代田区立障害者就労支援施設条例に規定する障害者総合支援法の引用条文を改めます。

項番3、新旧対照表は、別紙のとおりでございます。

項番4、施行期日は、公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 これも確認させてください。市町村の努力義務に関する法が新設されたと。その努力義務の内容を簡単に教えていただけますか。

○緒方障害者福祉課長 こちらは、これまで、地域移行整備につきましては、市区町村

に実施をすることは規定されてございまして、こちらにつきましては、障害のある方が病院などから地域に戻ってきやすいような相談体制ですとか、そういう整備をするように、ということに既になっていたものが、今回で市区町村の努力義務が明示されたというところでございます。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○池田委員長 はい。以上で、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○池田委員長 省略でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○池田委員長 はい。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第59号、千代田区立障害者福祉センター条例及び千代田区立障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○池田委員長 賛成全員です。よって、議案第59号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第59号の審査を終了いたします。

次に、議案第69号、千代田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、執行機関の説明を求めます。

○大松子ども支援課長 では、教育委員会資料4-1に基づき、千代田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

項番1のとおり、乳児等通園支援事業、すなわちこども誰でも通園制度につきましては、子ども・子育て支援法において、通園支援事業者は市町村の運営に関する条例に従うこととされております。そして、この条例の基準となる内閣府令は既に公布されておりますので、区として、この運営に関する条例を制定するものでございます。

項番2の事業概要でございますが、下の表にもございますが、乳児等通園支援事業とは、0歳6か月から3歳児未満、いわゆる乳児等で保育所等に通園していない家庭が、就労要件を問わず月に一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で保育所等を利用ができる事業でございます。この事業は本区では令和8年1月から試行実施の予定でございますが、令和8年4月からは子ども・子育て支援法に基づいて、制度化、本格実施されるものでございます。

次に、項番3の事業条例制定における概要でございますが、項番1で先ほど述べましたように、区条例の制定に当たっては、内閣府令で国の基準が既に示されておりますので、区の独自部分以外は内閣府令と同様の内容としてまいります。

そして、この区の独自部分、おめくりいただきまして、表にございますように、非常災害対策についての定め、暴力団排除についての定め、過料についての定めでございますが、

これらにつきましては、他の区条例に倣って、今回の乳児等通園支援事業運営条例につきましても、本区の独自の部分として記載する予定でございます。

次に、制定する条例案と国から示された基準でございますが、条例案につきましては資料4-2でございます。こちらにございます第3条のとおり、4条、5条、6条のほかは、国の基準と同一というつくりになっておりまして、4条、5条、6条は、先ほど申しました区独自の部分でございます。

そして、内閣府令で示された国基準は、資料4-3でございます。資料請求のあったところでございます。主なところは、三条の、事業者は利用定員を定めること、四条の、事業者は、利用に関わる面談を行わなければならないこと、十九条の、事業者は運営規程を定めること、二十八条の、事業者は利用者からの苦情対応ができるなどとございます。

なお、こども誰でも通園制度につきましては前回の第3定例会で条例をご議決いただいたばかりですが、前回の条例は設備及び運営基準条例でございまして、児童福祉法に基づき、事業者の施設が、例えば保育室を設置すること、耐火構造であること、調理設備が防火対策されていること、人員配置が適正であることなど、施設整備面の条例であったのに對して、今回の条例は、ただいま申しましたように、利用に際しての面談や相談、苦情対応など、主に利用に際しての運営について、子ども・子育て支援法に基づき定めるものでございます。

そして、資料4-4でございますが、これも資料請求がございました、乳児等のいる世帯の就労状況、園に通っていない未就園児についてお示しさせていただいたものでございます。資料のとおり、乳児等のいる世帯は1,413世帯、そして保育施設を利用している世帯が885、差し引いた528世帯が、乳児等がいながら園に通っていない未就園児と推測される次第でございます。

元の最初の資料4-1に戻りまして、項番5のとおり、施行期日は令和8年4月1日でございます。

簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。ご審議のほどお願い申し上げます。  
○池田委員長　はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員　すみません。ちょっと、これ本当は国に聞かなきゃいけないんでしょうけれど、3番のところで、「条例制定に当たり、運営基準は国基準に従い定めるものとされている」と。ただ、非常災害対策・暴力団排除・過料の項目については国基準に定められていないとなっていますけれど、これは、国が定めていない、本当に定めていないんですか。

○大松子ども支援課長　本条例につきましては定めておらず、区の独自の部分になります。

○牛尾委員　これも国に聞かなきゃいけないんだろうけど、これも本来は、国が誰でも通園制度の法案を通したわけでしょ。で、様々な人員配置とか面積とか、基準を設けたわけですよね。これでやってくださいよと。本当にこの暴力団排除、非常災害対策の基準が、本当にないんですか、国として。

○大松子ども支援課長　内閣府令につきましては、あくまでも誰でも通園制度の運営基準でございますので、その部分は特にならないかというふうに認識しております。（「ええっ」と呼ぶ者あり）

○牛尾委員　これ、一般の認可保育園とかこども園とか、あとは、まあ、学童とか、ありますよね。そういったところでも、こうした国の基準というのはないものなんですかね。

○大松子ども支援課長　はい。例えば、今ご指摘いただきました保育園に関する、例えば今日もご審議いただきました千代田区保育施設等運営基準条例につきましても、こちらのほうは保育施設の運営基準条例でございますが、そういうた暴力団排除の部分はございませんで、独自に区のほうがつけております。

○牛尾委員　ということは、各自治体独自に基準を決めるということは、これ、自治体によって基準がばらばらになるということがあり得るということ。

○大松子ども支援課長　はい。あくまでも国から示された基準以外の部分は、独自の部分が入ることになる可能性があるとは存じます。

○牛尾委員　よく4階以上、地下は駄目よということがありますけれども、こうした基準というのは、一体何に基づいて、そうしたら区は定めていくことになるんですか。

○大松子ども支援課長　区の独自部分は、あくまでも社会通念ですとか社会情勢ですとか、あとは区民からの需要ですとか、そういうことも含めまして定めていくことになるかと存じます。

○牛尾委員　そうか。まあ、ちょっと、本来の中身からずれていくんですけれど、ということは、ほかの区では地下でやってもいいよというようなこともありますけれども、ということ。

○大松子ども支援課長　地下とか、建物の部分に関しては、恐らく建築のほうとかそういう基準があるかと存じますので、全国的にそういった基準に倣っていくかと存じます。

○牛尾委員　ああ。はい、分かりました。ちょっと、そうか、国基準がないというのが驚きましたんで。分かりました。

とにかく区は、こういった基準でいくということで、その上で、4条の場合は、僕は当然必要なことですし、これは見に行けば、4階以上じゃない、地下じゃないというのは特定できると思うんですね。で、ふだんの訓練についてもそうですね。チェックすればいいと。ただ、この5条のほうですね。これは、運営している会社を調べれば分かるとは思うんですけども、例えば、関与を受けていないとか、そうしたところのチェックというのはどのように行う予定なんですか。

○大松子ども支援課長　5条につきましてのチェックは、具体的な事例に基づいて、例えば警察関係からの情報を受けるとか、そういうことで進めていくかと存じます。

○牛尾委員　保育園の監査とかをやっていますよね、区として。そうしたところにもこういうチェックの項目というのは入るんですか。もちろん抜き打ちで行きますよね、よく。そこはどうなんですか。

○大松子ども支援課長　はい。監査におきましても項目がございまして、ただ、具体的な事例があった場合について監査しております。

○牛尾委員　じゃあ、そういうた監査等でしっかりと、こうした反社会的団体とか人とかの関与は防げるということでよろしいですか。

○大松子ども支援課長　はい。監査もそうですし、あと具体的な場合におきまして、先ほど申しましたように、警察からの情報提供などを受けることによりまして、こういったいわゆる反社会的勢力の関与は排除できるというふうに認識しております。

○池田委員長　はい。

ほかはいかがですか。

○西岡委員　ちょっと全体的に関わることなんですが、前回もちょっとお聞きした部分

ではあるんですが、今回この医療的ケア児の部分とか、あと特性をお持ちのお子さんのお受けをする際に、園と今の段階でいろいろと相談していらっしゃるかもしれませんけれども。そもそもその受け入れを千代田区で可能とするのか。あと、その場合の施設整備についてどうしていくのか。また、その利用状況、利用の申込みとか、また特別なものがあるのか、ちょっとそのシステムのところも教えていただけますか。

○大松子ども支援課長 医療ケア児につきましては、今の段階では、園の事情も含めまして、ちょっと今後検討していく予定でございます。

あと、医療ケア児の受け入れにつきましては、現状、例えば西神田保育園等で受けておりまして、今後もそういう整備を進めていく予定でございます。

○西岡委員 ごめんなさい。まとめて言っちゃったので、分けて聞きます。

今申し上げたのが、まず、それはじゃあ検討はしていくというところで確認が取れてよかったですと思いますが、園の受け入れ体制の施設整備を万が一する場合の補助をしていくのかということが1点と。あと、要は一般のお子さんと同じ利用申請をすればいいのか。学童とは、ちょっと話が違うんですけれども、やはりいろいろ特性がある、お持ちの方で、利用の申込みが一般の方と全く同じでいいのかという、ちょっと保護者の方のご相談があつたものですから、今回は乳幼児ですけれども、この医療的ケア児の方についての受け入れの利用方法、ポータルサイトからになるのか分からないんですが、その辺の整備というのはどうなっていますか。

○山崎子育て推進課長 まず最初の開設する際にというところで言いますと、今現在の試行においても、開設準備金という形で、開設するに当たって必要なものがあれば、それに補助をしていこうというところでやっておりますが、来年度につきましては、また来年度予算ということになりますけど、その部分も含めて検討はしているところであります。ただ、何にせよ医療ケア児を受け入れるということになると、かなり整備的に、人のほうの、ありますよね、看護師さんを用意しておかなきゃいけないとか。そういったところもあるんで、できるところもかなり限られるかなというところはありますが、一応、開設する、してくれるというところに対しては、何らかの補助等の考えは、今のところはあるというところでございまして、今後検討していくというところでございます。

○西岡委員 ポータルサイトから……

○池田委員長 その辺りの、ポータルサイトを利用できるように、問合せも含めて、その辺はどのような整備がされるのかというところは分かりますか。

○大松子ども支援課長 予定ではございますが、ポータルサイトは、国のシステムを通じまして、そういう申請のほうも具体的にできるように検討する予定でございます。

○池田委員長 西岡委員。

○西岡委員 はい、分かりました。ありがとうございます。じゃあ、入り口はそのポータルサイトであっても、その後、それこそ面談をしたりとかで丁寧に対応していただけるというところでよろしいですよね。という認識で、はい、受け止めました。

それと、ちょっと次に出てきちゃうんですけど、現場職員の負担軽減というのは、私、ずっと、この誰でも通園制度ですか、東京都の多様な他者制度も含めてですけれども、やはり現場の保育士さん、また幼稚園職員の方の負担軽減というのは、もうパッケージだとずっとお願いをしてきました。

で、これ、前回もちょっと申し上げていて恐縮なんですが、この、今の段階で、現場の保育士さん、職員の方たちからの、給与のベースアップは、次に幼稚園の職員の方のベースアップは出できますけれども、保育士さんの、今、プラスアルファで支払っている区独自の制度がありますけれども、それに、さらに、やはりその園に対する上乗せというのを考えていらっしゃらないですか。どういうふうに検討されていらっしゃいますか。

○大松子ども支援課長 今の時点では、はっきり、ちょっと上乗せという、予定のほうはございませんが、今後、今ご指摘いただきました、人手不足の中の保育士の負担軽減ということは重要なところでございますので、また活用できる補助金も検討いたしまして、また今後、ちょっと研究、検討していきたいと存じます。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

○小枝委員 すみません。前回の委員会でも何か伺ったかもしれないんですけども、今日出していただいた4-4の資料のところで、528世帯、約4割が要するに保育に欠けていないということですね。と、このニーズ調査をした上で、今、試行的に踏み込んでいるわけです。試行的にやっている現状と、それからそのニーズがたしか8割とか7割とか言っていたと思うんですけども、その辺の数字をもう一回述べていただけますか。

○山崎子育て推進課長 こちら、今、資料でお示ししているのは世帯数でございまして、子ども・子育て支援事業計画、こちらのほうに基づいて、4月1日時点の人数で言いますと、一応、対象人数は428人程度ですね。で、そのうち大体70%ぐらいのニーズが見込まれるというところからすると、大体300人ぐらいが対象として考えなきゃいけないんじゃないかなというところでございます。

○小枝委員 数字だけ聞くと、結構いるのかなというふうに思うわけなんですけども、そのニーズに対して、受け入れ側のキャパシティーというのはどのくらい準備できるんだろうかということだと思うんですね。現行、試行的には1月か。来年からですね。まだ始まっているんですね。その辺の進捗状況と、国基準になったときに、横出しあるんでしょうかけど、何が具体的に充実していくのか、その辺も教えてください。

○山崎子育て推進課長 今回の試行的事業のところで言うと、スマートでちょっと始めて試してみましょうというところ。今、本当に、今年度言ってこの段階でできる这样一个で声をかけさせていただいたところ、私立の園が4園ですね。あと、区立のほうは2園、計6園の園が手を挙げていただきました。で、トータルで0歳児、1歳児、2歳児それぞれのクラスのところでどれぐらい受け入れられますかというところで言うと、トータルで、大体、60近くですかね、というところの定員はあるんですけど、ただ、0、1歳、2歳这样一个で言うと、かなり偏りが出てきているというところが見受けられます。

具体に言いますと、やっぱりこの時期、0歳児が、通常の在園児もですね、かなりもうぱんぱんになっているというところですんで、0歳児はかなり厳しいのかなと。その代わり、1歳児のところはかなり余裕があるのかなという園もございます。

で、来年度につきましては、この人数、先ほど言っていた300人ぐらい、最初から全て受け入れられるだけ、皆さん手を挙げてくれるかというと、なかなか、そこまで見込んでいるわけではないんですけど、ただ先ほど言った0歳児の部分で言うと、4月以降、少し定員に空きが例年出でますので、その部分で多少できるのかなというところは予測は

しているというところでございます。でも、いずれにしろ、4月以降の本格実施に向けては、また改めて各園にお声かけして、準備のほうをしていただきたいというところでは、していくという予定ではございます。

○小枝委員 様子が分かりました。今まで、これ、賛否分かれたところもありましたけれども、要するに保育に欠ける、親の状況によって、子どもが、何ていうか社会経験できないと言ったら変ですけど、やっぱり、同じ目線の仲間たちの中で、0歳といえども子どもは育つということは言われております。親の愛情も必要だけれども。そういうところでの理念的にはすごくいい、やっぱり一歩を踏み出しているというふうに思うんですけども。

一方で、やっぱり受皿問題というのが、行政も現場も苦しいところだろうというふうに思いますので、今まで質疑されていた内容も踏まえて、より、何ていうか、あつれきが、ストレスチェックなんていう本会議場の質問がありましたけれども、やっぱり現場がストレスフルにならずに、本当に責任を持って安心できる場となり得るようにというところが、非常に希望はありますと。で、希望に沿ったサービスが提供できますと、ここマッチングが、当分苦しいところはいっぱいあると思うんですけども、やっぱりそこは千代田区ならではの横出し、上乗せをチャレンジしながらやっていくということが大事だと思うので、ぜひ頑張っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山崎子育て推進課長 今現在のこれから行う試行的事業についても、利用者の募集等の中身、まだ応募は続いているんですけど、その中身を見ても、やはり、どの年齢層が期待しているのかとかいうところで言うと、かなりそれも偏りが出ていて、で、それとの、今、委員おっしゃっていただいているマッチングのところでは、そこがやっぱり課題かなというふうに我々も認識しております。で、その部分をどのようにカバーしていくかというところについて、今後、検討課題かなというふうに考えております。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 先ほど手を挙げている園が、私立が4と区立が2とありました。で、もう同じような課題なんですけれど、特に区立の場合は、どこの園かというのは、なかなか今のところ、名前出しきれないんですよね。で、やっぱり区立の保育園だと、私が話を聞いている園でも、やっぱり先生方が辞めていって大変だという声も聞いていて、やっぱり保育士不足というのは、私立もそうですけれども、区立の場合、特に区が行っているところですから、そこはしっかり手当てというか、やっていただきたいというのが一つと。

いま一つ、誰でも通園制度を行うに当たって、その園にお金でも人でも支援していく、強めていくのは大事なんだけれど、実際、今、児童館でも一時預かりをやっていて、やっぱりそこでもかなり多くのお子さんを預かっていらっしゃると。そうしたところにも、要望があれば、しっかりと財政的にも人的にも支援していくということも、両面でしっかりと行っていただきたいと思いますけど、そこについてお答えいただけますか。

○山崎子育て推進課長 まず、今現在、試行的事業で参加というか、実施に手を挙げていただいているところに関しましては、もうホームページにも広報にも載せておりますので、一応、お伝えを、今したほうが……、今、それはいいですね。（発言する者あり）はい。

で、今この試行的事業につきましては、人に関するも、1人分ですけど、配置をした場合にはその分の補助をするというようなことをやってございます。

○大松子ども支援課長 もう一つ、公立園での人員に対してのご指摘がございましたけど、

こちらにおきましては、確かに今ご指摘のとおり、人員不足の中で、なかなか難しいところではございますが、人事所管課と一応、十分連携を取りまして、採用のほうも充実させていきたいと思います。今後もそういった採用についての努力のほうを続けていきたいというところでございます。

○宮原児童・家庭支援センター所長 児童館の一時預かりにつきましても、一月60時間という制限の中で、保護者ニーズに応えてまいっておるところでございます。一時預かりの人員体制等につきましても、引き続き人事部門とも協議をしながら、どういった配置が適切なのか、検討させていただきたいと思っております。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○池田委員長 はい。それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

西岡委員。

○西岡委員 議案第69号、千代田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、賛成の立場で意見発表をさせていただきます。

第3回定例会でも述べましたように、この乳児等通園支援事業、いわゆることども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、園の定員割れをしている空きスペースを利活用し、全ての子育て世帯に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず利用できる制度です。

今定例会の議案審査では、前回の第3回定例会で議決した設備及び運営基準条例との違い、具体的には事業者の定員の定めですとか利用に係る面談が必要なこと、事業者は利用者からの相談に適切に対応しなければならないなど、事業の運営基準を定めるものであること。現場保育士等の負担軽減策とパッケージで以前よりお願いしてまいりましたが、区としてフォローしていくこと。また、そのほかに、利用までの流れ、未就園児の状況、条例の基となる国基準、また区独自の基準などの確認ができました。

今後、事業の本格実施に当たっては、令和8年1月からの本区の試行実施の状況などを踏まえながら区民ニーズに応え、試行実施の課題ですとか改善点を見つけ、令和8年度からの本格実施をよりよい制度へと発展させていくことを期待いたします。子どもの健やかな成長を支え、乳幼児を保育している保護者の孤立防止も含めた事業としてもらいたい旨をお願いし、本議案に賛成いたします。

以上です。

○池田委員長 はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 議案第69号、千代田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、意見を表明いたします。

私は、誰でも通園制度については、親の就労にかかわらず子どもたちが保育を受けられるという理念、これには賛同しつつも、保育士不足の中、保育園の負担や利用する乳児の負担が大きく、誰でも通園制度の導入は時期尚早ということで反対をいたしました。しか

し、条例が可決され、誰でも通園制度が実施される現在、施設の安全性や、まともな運営事業者の選定基準を定めることは必要です。

本条例案は、誰でも通園制度を実施する施設の安全基準や、運営事業者に反社会的団体を排除する内容となっております。区に対し、施設の安全管理や運営事業者の点検をしっかり行うこと、また保育士確保など保育園の負担を十分になくしていくことを求め、本議案に賛成いたします。

○池田委員長 以上で、討論は終了いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第69号、千代田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池田委員長 賛成全員です。よって、議案第69号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第69号の審査を終了いたします。

次に、議案第70号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○上原指導課長 それでは、議案第70号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、教育委員会資料5をもってご説明いたします。

令和7年の特別区人事委員会勧告の概要につきましては、11月11日の本委員会でご報告申し上げたところでございます。今般ですけども、11月20日に区長会と特区連及び清掃労組との労使交渉が妥結に至りましたので、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、資料のほうをご覧ください。

項番の1、改正趣旨でございます。令和7年の特別区人事委員会勧告を踏まえまして、職員の給与水準を社会経済情勢の変化に対応させるため、職員の給料表、あと期末・勤勉手当の支給月数を改めるものです。

また、教育公務員特例法の一部改正に伴い、義務教育等教員特別手当について、教育委員会規則で定める校務の種類を考慮するよう改めるものです。

続きまして、項番の2、改正の概要です。改正条例は、第1条と第2条で構成しております。第1条による改正ですが、まず給料は公民較差3.80%を解消するため、給料表を引上げ改定いたします。公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

また、期末手当、勤勉手当につきましては、民間における支給状況を勘案し、0.05月引き上げます。引上げ分は、勧告どおり期末手当及び勤勉手當に均等に割り振ることとし、令和7年度については12月支給の期末手当、勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げるものです。施行は、改正条例の公布の日でございます。

次に、義務教育等教員特別手当でございます。義務教育等教員特別手当とは、教員に優秀な人材を確保することを目的として制定されました「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」、いわゆる人材確保法の趣

旨に基づき支給する手当でございます。

教諭から園長まで各区分の給料号級に対応する月額を支給するものです。この義務教育等教育特別手当については、教育公務員特例法の一部改正に伴い、教育委員会規則で定める校務の種類を考慮する旨を定めるものです。教育委員会規則で定める校務の種類ですが、幼稚園教育職員が行う全ての園務であることを参考にお示ししております。

続いて、第2条による改正ですが、令和8年度以降におきまして、第1条で改正した期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げ、それぞれ〇.〇25月分を6月支給と12月支給に均等に配分する改正を行います。こちらの施行は令和8年4月1日です。

改正前後の期末勤勉手当支給月数は、別紙1でお示しをしております。表面に第1条の改正による支給月数を、現行と改正後を比較した形であります、裏面に第2条の改正による支給月数を、第1条で改正されたものと第2条で改正するもので記載いたしました。ご確認いただければと思います。なお、新旧対照表は別紙2のとおりでございます。

私からのご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 もし分かればですけど、これ、職員組合ともいろいろやり取りしていると思うんですけども、職員組合からは今回の改正について何か意見とかがあれば。

○上原指導課長 例年同様、行政系職員とか業務系職員に対しての要求がメインであったため、今回、幼稚園教育職員に係る部分としましては、毎回、特区連が主張しているものになります。例えば、再任用職員に対して扶養手当を支給することとか、そういった主張になっております。

○牛尾委員 では、今回はそうした特区連とか職員組合とか、そういう、何ていうかな、異論はないというか、おおむね受け入れられたという内容でよろしいんですかね。

○上原指導課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 1点気になるところは、再任用さんの数字と――あ、これ、両方再任用なのかな。違っている。すみません、私の見方が違うのかもしれませんけども、基本的に同一労働同一賃金で、同じでないといけないというふうに思うものですから、数字が違って見えるのが私の見間違いだとしたら、ちょっとそこら辺のところ、同じですよという解説を頂ければいいんですけど。

○上原指導課長 再任用職員に関しましては、常勤職員と同一にすることというような特区連のそういう要望等もありますが、回答としまして、人事委員会勧告を踏まえてこれまでどおりというところなので、そこに差は生じているところです。（発言する者あり）

○池田委員長 よろしいでしょうか。

小枝委員。

○小枝委員 現場との交渉事ですから、とやかくは言えないのかもしれませんけれども、基本的な理念は、やっぱり同一労働同一賃金、そして比例的な付与ということで、こうした再任用の方々がいて、非常勤の方がいて現場が成り立っていることからすると、そこは置き去りにしてはいけないというのが基本原則だと思うので、本当は当局側がそういう提案をし、組合側もそれを追認していくというか、交渉していくことがあるべきだと思うので、どこでそうなっているのかちょっと原因が分かりませんが、それに関しては、

ちょっと、時代としても異議があるところで、だから、どうということが、当局の提案は、

どうしてそうだったんですかというふうに聞いていいならば、そこは聞いておきたいです。

○上原指導課長 その辺り、特区連の要求のほうも、毎回、今おっしゃったような形で常に要求をされているというところは存じております。その中で区長会の回答は、今後、人事委員会勧告をはじめ、国や他自治体の動向等を踏まえ、慎重に検討していくというようなご回答が入っていて、そこで妥結という形になったと伺っております。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。以上で、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 省略して、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

これより、採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第70号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の拳手を求めます。

〔賛成者拳手〕

○池田委員長 賛成全員です。よって、議案第70号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第70号の審査を終了し、日程1、議案審査を終わります。

教育長が退席のため、暫時休憩いたします。教育長、ありがとうございました。

○堀米教育長 どうもありがとうございました。

午前11時26分休憩

午前11時27分再開

○池田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

日程2、報告事項に入ります。子ども部（1）和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（素案）について、理事者からの説明を求めます。

○川崎子ども施設課長 それでは、教育委員会資料6-1に基づきまして、和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（素案）についてご説明いたします。

項番1、一体的整備構想（素案）。竣工から38年が経過し、老朽化等の課題がある和泉小学校・いずみこども園等の施設については、児童・園児への負担軽減を図る観点等から、現地建替えではなく隣接する区立和泉公園敷地への移転建替えに向けて取り組んでおります。令和元年度から施設関係者との意見交換を重ね、また、令和6年度からは公園も含めて全体の機能が向上するよう地域との整備・検討を行い、今回、新たな公園と学校等施設を一体的に整備する考え方と今後の方向性を、別添の一体的整備構想（素案）としてとりまとめました。

資料の6-2に素案そのものを、6-1にその概要を載せております。内容につきまし

ては、この間、文教福祉委員会9月29日、11月11日でご報告した内容と同じになつております。

続きまして、項番2、パブリックコメントの実施。素案の内容について、以下の日程で、区民等に向けた意見公募を実施いたします。一つ、意見公募期間、令和7年2月5日から、すみません。令和7年12月5日から12月22日、土日を含む18日間でございます。広報の掲載、令和7年12月5日号に掲載いたします。ホームページも同じく令和7年12月5日に掲載いたします。

項番3、今後の予定（本年度）についての予定でございます。令和7年12月にパブリックコメントを実施します。年が明けまして、令和8年1月に一体的整備構想の素案として策定をさせていただく予定です。その後、本年度の末、令和8年の3月に都市計画変更案の縦覧に進みたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 確かに区の施設なので、区民に幅広く意見を聞くというのが大事なんですけれども、やはりこれは学校の建て替えだから、やっぱりちゃんと保護者の皆さん、あと学校関係者の皆さんもしっかり意見を言えるようにしていくことが大事だと思うんですね。その点では、もうパブコメが、この広報掲載とホームページ掲載と、この二つだけでいいのかと思うんですよ。やっぱり、例えば学校が配信しているすぐーるで流すとか、あとは和泉小学校で言えば、保護者に対する文書とかありますよね。こうしたところでご案内するとか、そうしたことでも当然やるんですよね。いかがですか。

○川崎子ども施設課長 ご指摘ありがとうございます。前回の委員会でも同様のご指摘を頂いておりまして、私どものほうで、まさにすぐーるや、または現地のほうにチラシを撒いたり、そういう形も併せて行いながら、とはいいましてもパブリックコメントの期間は同じでございますので、そこで十分見ていただけるよう進めていく予定でございます。

○池田委員長 はい。

白川委員。

○白川委員 私が周辺の区民の方に話を聞いたところ、意見を集約しろみたいな話よりは早くしろという意見のほうが多くて、実際どうですか、早くしろという意見って、かなり多いですか。

○池田委員長 子ども施設課長。

○川崎子ども施設課長 まさにご指摘のとおり、この素案の中にもこれまでの検討経緯を載せております。平成30年頃からまた内部で検討しまして、令和元年からはそういう協議体も設けてずっと検討しております。そうした中で、当然まだなのかなという意見がある。また、この間、地域と議論している中でもそういう声を度々伺っております。

一方で、単なる——単なるといつてもあれですけども、学校の建て替えだけでなく、その敷地を公園の場所に入れ替えると。つまり利害関係者が異なるプロジェクトでございますので、そういう意味で、特に昨年度からは周辺の、特に学校、先ほどの学校関係者はもちろんですが、公園の利用者という視点も含めて周知を図ってきたところでございます。ただ、この後、もう一つ大きな山場というか都市計画の変更、こちらについてもまた慎重に進めていこうと思っておりますので、そういうこともあります、ちょっと単純に令和

何年に今完成するというのも、また一方でお伝えできないところではございますが、鋭意進めているところでございます。

○白川委員 もう一つ聞かれるのが、ポンプ所跡を代替で利用するという話があつて、ポンプ所も何でずっと放っておいでいるんだという意見がやたら聞くんですが、その辺の意見というのはどうでしょうか。

○川崎子ども施設課長 ポンプ所を取得するに当たっては、子育てに関連する事業ということで取得しておったところでございます。

ただ一方で、今、非常に、保育需要、特にその箱が足りないということではございませんので、今、この和泉のほうの建て替えで、喫緊としましては、その公園が長い期間なくなると。この和泉の建て替えは、学校施設にとっては1回の引っ越しで済むんですが、その割を食うというか、その結果、公園が長い間閉鎖されますので、まずはそちらの代替期間で使っていこうと考えております。ある程度この構想が整理されまして、府内もしくは地域ともオーソライズが取れましたら、なるべく早くそういうオープンスペースとして使っていけたらなと考えております。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 精力的にやっていただいていると思うんですが、確かに急ぐだろうと、スピードアップしていく必要があるんだろうなとも思いますけれども、視野として、私、伺ったときに、千代田区の何でしたっけ、障害児教育に関する非常に何かメニューが十分でないような意見が随分ありましたね、おっしゃっていましたね。今じゃなくてもいいんですけれども、この流れの中で、私たち、千代田小学校があるよね、あるいは特別支援教室がいろんなところに入ったよねというふうに思っているんですけども、保護者側が感じている発達支援等のメニューなり、フロアなり、受皿が不十分であるという主張が、どの辺が、何ていうのかな、受けるべきところとして集約されているのかというのは、今日じゃなくていいので、またご報告の機会があったらなというふうに思いました。

それとあと、限られたこの敷地の中で、これを見てみると、第四種の中高層階住居専用まで係っているとなると、意外と使い勝手がよくない部分もあって、周辺の、何でしょう、先ほど言われた、何でしたっけ、ポンプ所のところは広場として一刻も早く整備されたらいいと思うんですけども、民間のやっぱり建物のところも利用しながら、十分な、何ていうか、ここだけの建物の中だけで全部勝負していこうと思わないで、周辺、民間建物活用というものも考えながら、詰め込み型ではない、居心地のいい、子どもたちが日陰にならない、十分に集える場所を、高齢者もなんでしょうけれども、そういうふうになっていくように頑張っていってもらいたいなというふうに思っています。

すみません。都度度思ったときに言っておかないと忘れててしまうので、今やっている作業については、大変意見を聞きながらやっているというのも感じています。一方で、スピードアップしていく必要もあるだろうということも感じます。都市計画的には合理性はあるだろうというのも分かります。ただ、ボリューム的に消化できるのかなというところが非常に心配として感じましたので、今ご意見を伝えておきながら、今後の中でまた反映されていければなというふうに思います。いかがでしょうか。

○川崎子ども施設課長 まず1点目の、この箱ができた後にどういうふうな教育のものを展開していくかというところで、この間オープンハウスでも、先ほどお話をありましたよ

うに、特別支援学級とか教室だとか、そういうお話も伺っております。

また、このプロジェクトとしましては、そういう需要も想定しながら、少し大きめな建物にしております。その建物の中のボリュームが足りなくて、そういうプログラムが展開できないということは避けようという趣旨でございます。ただ、一方で、その中に、千代田区で各校にそういうのが必要なのか、幾つかの学校にまとめるのか、そういったところは、またちょっとその施設の造りだけでなく、その時々の運営になりますので、そこは子ども部全体で考えてやっていくことになると思います。繰り返しですが、スペースで足りないということがないような、今、規模で設定、計画をしているところです。

で、次の二つ目の第四種中高層階住居専用地区は、名前はちょっと特殊な名前なんですけども、端的に言いますと、6階以上の部分を住宅に制限されるという特別用途地域でございます。ただ、もともと学校には適用はされないところですので、あまり今回はそれでどうこうというよりかは、やはり公園の位置の変更というところが都市計画では大きいところでございます。

3点目で、区が保有している財産、土地だけでなく、ほかにも含めて、幅広にというのは、まさにおっしゃっていただいているとおりでございまして、私どもとしてもポンプ所跡地だけで十分代替ができるというのは難しいのかなと思っています。ただ、一方でどれくらいそういった民間のところが活用できるのかも、今約束できるところではございませんが、具体的には添付しております6-3の素案の中の46ページにも、さらなるスペースの確保について引き続き留意してまいりますという形で入れております。ですので、まさにご指摘の認識は持っているところでございます。

○池田委員長 はい。

関連。おのでら委員。

○おのでら委員 今、46ページの6-6のところが出てきたのでちょっと伺うんですけども、和泉公園からポンプ所まで380メートルというところで行けると思うんですが、逆に350メートル台東区のほうに行くと、柳北公園というのがあると。3,000平米ぐらいの面積のある広い公園があるということなんで、こちらを活用というかお願いするというような、こういう何らかの交渉というのはあるんですか。もしそれが使わせていただけるのであれば、無理してポンプ所のところを代替の公園にする必要もないんじゃないかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

○川崎子ども施設課長 ご指摘ありがとうございます。公園の利用者は、千代田区民しか千代田区の公園が使えないということでもなく、また都市計画的にも東京都市計画、23区一まとめでございます。ですので、公園の誘致距離の考え方も単純に千代田区の公園の中だけでなく考えているところでございます。35ページのところにそうした考えを入れております。

まさにご指摘のとおり、柳北公園というのが近くにございまして、オープンハウスで地域の方は聞いていても、当然ですが、千代田区民だから千代田区内の公園を使っているわけではなく、柳北公園やもうちょっと日本橋のほうの公園とか、いろんな話題が出ているところでございます。

ですので、恐らく地域の方、または逆に台東区の方も和泉公園を使われると思うんですが、そうした全体の中で見ております。特段、千代田区の区民が柳北公園を使うからとい

うことで、了承とか了解を取るということはないんですが、ただ、ちょっと話がそれてしまふかもしれません、そういう形で利用者の方は横断的に使われていますので、台東区とはコミュニケーションを取りながらさせてもらっております。今回、オープンハウスの説明会も台東区のホームページにも少し案内させていただきまして、人数はすごく少なかったわけですが、台東区の方も来ていただいていると、そういう状況でございます。

○おのでら委員 そうですね。この46ページの資料だけ見ると、もうこの4,000平米がなくなってしまって、8年間使えなくなつて、その代替となるのは本当に少ない、半分以下になつてしまふんだという印象が残つてしまふので、可能であれば、その柳北公園も入れて、そのまま3,000平米のところは350メートル、近い、徒歩5分ぐらいのところにあるとか、そういう案内というのもしていただければいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○川崎子ども施設課長 ご指摘ありがとうございます。また台東区さんとも相談しながら、もし案内するにしても、台東区さんの公園でもありますので、検討させていただきたいと思います。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 これから、学校がどういうことになるかというのはこれから決めていくとは思うんですけれども、先ほど言われたとおり、部屋が足らないようにするという視点でつくっていくというのは大事な視点だと思うんです。だから、どうしても高さが上になるとは思うんですけれども。これ、体育館が8階じゃないですか、ここの計画だと。となると、例えばこの3階に教室をつくるとなると、大体体育館に行くまでに5階階段を上らなければいけないと。エレベーターが使えばいいですよ。これ、運営上の話になるんですけども、ちょっと子どもたちにとってはかなり負担かなと思うんで、例えばその体育館をもう一つ下にするとか、例えばエレベーターの数を増やすとか、そういうことも、今後いろいろな意見が来るとは思いますけれども、そういう視点も非常に入れておいていただきたいなと思いますが、いかがですか。

○川崎子ども施設課長 ご指摘ありがとうございます。まさにその議論がこれまで地域との検討会やオープンハウスでも多々出ております。

例えばですが、先ほどの6-3の素案の49ページ、つまり小学校の児童さんは、基本はエレベーターを使わずに学校内で活動します。どれくらいの頻度でそこを使うのかというところで、実は校庭も体育館もそうなんですが、学校の中休みとか、そういったときに遊びに行ったり、もちろん体育やそういう活動でも使います。そうしたときに、まさにご指摘のとおり、随分離れたところに体育館やまたは校庭が、校庭については屋上校庭案をこれまで検討してきたことがありますので、今回は1階の屋上で比較的真ん中に近いところに持ってきておりますが。ただ、体育館はじゃあどうするのかと。最上階にするのか、逆に下のほうが使いやすいんじゃないかな。というのが、子ども園も使われますので、そうしたところで何パターンか検討しています。この辺りは、基本計画の中でもう少し整備させていただきたいと思っております。

○池田委員長 はい。ほかにございますか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○池田委員長 はい。それでは、（1）和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園と

の一体的整備構想（素案）についての質疑を終了いたします。

次に、（2）令和8年度入学 中学校学校選択結果報告について、理事者からの説明を求めます。

○清水学務課長 それでは、令和8年度中学校入学者の学校選択結果につきまして、教育委員会資料7に基づきましてご報告いたします。

項番1をご覧ください。下の表に学校選択対象者数を記載してございますが、令和8年度に中学校入学予定の区民653名に学校選択のお知らせと学校案内をお送りいたしまして、今年度はポータルサイトで入力いただく方法により学校選択を行いました。

その結果、麹町中学校は270名、神田一橋中学校は271名が選択した結果となりました。昨年度の同じ時点での結果は、麹町中学校268名、神田一橋中学校296名であったため、昨年度、今年度ともに両校がほぼ同数の希望者となっている状況でございます。

また、今年度の最終的な入学者につきましては、表の一番右側の人数、麹町中学校が107名、神田一橋中学校が109名となっておりますので、選択した方のうち約4割程度が実際に入学している状況でございます。

次に、項番2の学校選択時に実施したアンケート結果をご覧ください。選択した理由として、麹町中学校、神田一橋中学校の両校とも、回答数としては「自宅から近いため」が最も多いですが、「学校教育方針や教育目標に魅力を感じた」であったり、「学習環境や校風に魅力を感じた」といった、学校の特色を理由に選んだ方も、各校の全回答数の半数以上となってございます。

ご報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○おのでら委員 ちょっとまず基本的な質問をさせていただきたいんですが、この調査、アンケートを取られた主な趣旨というのはどういったところにあるんでしょうか。

○清水学務課長 アンケートを取った趣旨といたしましては、どういった理由で選ばれているかというところを確認した上で、各中学校と情報共有しまして、今後の学校運営や魅力ある学校づくりに生かしたいと考えたものでございます。

○おのでら委員 ちょっと昨年もここについては質問させていただいたところではあるんですけども、選択された方と入学者のギャップというのは物すごい大きいんですね。もしかしたら、選択者の人数によって入学がどれくらいかというのを見る程度見ていらっしゃるのかなというふうには思っていたんですけども、神田一橋中を見ただけでも、令和6年のときは、選択者220に対し104人で50%ぐらい入学されたと。令和7年度については、大体300人に対して100人なので3割減ってしまったと。あんまりこの調べた意義というのは薄いのかなというふうには思っているんですね。

で、何よりも多分理由の一つとして、本区においては中学受験をされる方が非常に多いと、学校によっては8割ぐらいの方が中学受験をされたりするということで、その結果次第で区立に進むのか、私立に進むのかというのを検討されると思うんですね。

ですので、昨年もお願いはしたんですけども、この調査をするときに、どの中学校に行きたいですか、麹町中ですか、神田一橋中ですかというよりは、まず第1志望として今どこを考えていらっしゃるのか、私立の受験を第一として考えていらっしゃるのか、それとももう最初から区立として考えていらっしゃるのか、そこをしっかりと明確にできるよう

な形で調査すべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○清水学務課長 この選択につきましては、来年度の学級編制を踏まえて調査をさせていただいているところでございますが、アンケートの項目の中でそういった私立、区立学校以外を希望しているかというところも、選択肢といいますか、希望のそのところをえて項目出しする形で確認することはできるかと考えておりますが、その他というところで、そういった具体的な私立を希望しているというような、選択した理由となりますので、ちょっとそこは難しいところでございますが、どの程度の方が私立を希望されているかというところについては、この調査の中で工夫して、今後検討していきたいと思います。

○おのでら委員 はい。よろしくお願ひいたします。

この結果からも分かるように、令和6年度のときには、561人が学校選択対象者数としてあって、そのうち区立以外に進まれる方は52%で、令和7年度については、657人対象のうち、私立に進まれ、私立または国立とか都立も含まれると思います。その方が55%ぐらいいたということで、やはり私立に進まれる方というのは徐々に増えているということは、ここでも明らかだと思いますので、今後も区立、私立、隔てのない支援という形で、これを踏まえてお考えいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○清水学務課長 区立、私立、隔てのない支援ということでございますが、選択される理由といたしましては、高校を見据えて、高校の授業料の無償化ですとか、そういった制度の面で、私立を高校附属の私立ですかそういったところを選択される方も増えているというような状況がございますので、一概に支援が私立と区立が——区立が劣っているということでもないかなというふうには考えておりますが、とにかく区立の中學に魅力を感じていただけるような工夫が必要かなというふうに考えております。

○おのでら委員 すみません。まあ、うーん……、それも大切だと私も思います。

で、もう一つ、ちょっと数字の面から言わせていただくと、対象者数、この学校選択対象者数が令和8年度入学が653人、その前が657人で、その前が561人だったんですね。令和6年度から令和7年度に96人対象者数が増えていると。で、そのうちどれくらいの方が区立に進まれたかというと、引き算すると大体25人ぐらいなんですね。対象者数から見ると25人、4分の1ぐらいが区立て、残りの方は、4分の3の方は私立または国立、都立に進まれているというのが推測できるんですね。

ということは、区内に流入されている方、小6の方というんですかね——で見ると、そのうち4分の3ぐらいがやっぱり結局私立のほうに行かれているということですので、もちろん区立の教育内容の充実というのもあると思うんですけども、給食費も含めて私立、区立、隔てなく、教材費もそうなんですけども、これからもご支援をお考えいただければと思います。いかがでしょうか。

○池田委員長 教育担当部長。

○大森教育担当部長 はい。様々ご指摘いただきました。今、担当課長がご答弁したとおり、基本的には区立の学校に対する学務的な支援、教育的な支援は指導課でやっています。その区立学校に対する所管なところで、なかなか苦しい答弁だったと思うんですが。一方で、やはり子ども部としては、今ご指摘いただいたような全体的にバランスを見ながら様々なことを今後とも検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○池田委員長 はい。

関連。白川委員。

○白川委員 アンケート結果で、ちょっと前から気になっていたんですけど、今回ちょっとと思い切って言います。自宅が近いためという項目ありますよね。自宅が近いと親しみがあるし、学校の雰囲気も分かるし、どこの部活が強いとか、要するに全部これ、包含しちゃうんですよ、「自宅が近い」という言い方をすると。だから、「通学時間が短い」とか、この言い方が複数回答を増やしたりとかする可能性があるし、何か親しみがあるし、友達もいっぱいいるし、いや、要するに自宅が近いからだよねというんでこれを使うとかという、かなり曖昧な項目が1個入っちゃって、そこが人数を集めている部分というのがあると思いますんで、これ、ちょっと書き方を変えただけないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○清水学務課長 ご指摘ありがとうございます。この文言、通学時間に限定したような形での項目に変更させていただきたいと思います。

○白川委員 あと、先ほど落ちちゃった、区立にできるだけ人を引きつけるという工夫、必要だと思います。で、可能ならばお願ひしたいんですが、アンケートに自分の選択した中学校に何があったらもっと魅力的だと思いますかとか、要するに、もし、中学校に対して運営で魅力をつけるというヒントを得るとしたら、そのアンケートが必要だと思うんですね。要するに選択したという時点でその中学校のほうが魅力的だというふうに思ったということになるんで、でも行かなかっただけの人たちが結構いるということは、やっぱり何かが足りなかっただろうと思うんですね。じゃあ何が足りないですかというのをはっきりさせたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○清水学務課長 学校選択に伴うアンケートというところになりますので、ちょっとどこまでお答えいただけるかというところにはなりますが、今後、このアンケートの内容について、そういうところも踏まえて来年度に向けて検討していきたいと思います。

○白川委員 ありがとうございます。もしそれが不可能であっても、恐らく答えというのは、どこの中学校に行けば一番行きたい学校に行けるかという、要するに学力形成の問題になると思うんですね。そうすると、結局は受験指導が優れているかどうかというところに多分アンケートは集まってくるだろうと予想されます。

そのときに、その中学校で受験指導がしっかりしているという、この印象というのは与える必要があると思うんですけれども、で、前に、千代田区内にたくさん優秀な塾とか予備校があって、そこから優秀な講師の方を派遣してもらうというところでかなりカバーできるのかなというふうに思って、ちょっとお聞きしたんですが、そしたら、もうやっていますよという答えでした。実際、本当にそこまでやっていらっしゃるんでしょうか。

○上原指導課長 現在、2中学校とも民間の業者からいわゆる講師を派遣しまして、例えば夏休みとか放課後だとか、集中的に学習するような、いわゆる通常の教育課程とはまた別にそういう時間を設けて実施しているところです。

あと、放課後の学習に関しましても、2中学校とも近隣の大学生だとそういったところで、例えばテスト前だとか定期考査前だとか、そういった大学生等に声をかけまして、実際に指導していただくとか、テスト勉強のちょっと助言をもらうとか、そういった活動は実際に行っているところです。年々参加者が増えてきていまして、また次年度も同じような形も考えているというところですので、さらに参加者が増えるだろうというふうには

予測できるところです。

○白川委員 これで最後になります。そのお話というのを聞いて安心した部分もあるんですが、要するにそれがアンケートに出てきていないんですね。それだけしっかりした受験指導をしていますということがあって、例えば有名な塾と提携していますとか、チーター制度がありますみたいなところが表に立っていれば、あ、この中学校いいねと思う親御さんとか生徒さんはいっぱい出てくると思うんですが、なぜそれがアンケートに出てこないんだろうというふうに思います。いかがでしょうか。

○清水学務課長 ちょっとそここのところにつきましては、今後、先ほども申し上げたとおり、アンケートの項目、選択肢について、そういったところも含めて検討をしていきたいと思います。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

○牛尾委員 ちょっとこれは教育委員会でも話題になっていましたけど、この未回答数62名というのは、これはいろいろ理由があって答えない方もいらっしゃるんですけど、これは後追いはされるんですか。

○清水学務課長 この未回答者につきましては、必ずどちらかお選びいただく、あるいはほかの学校にいらっしゃる場合、そういった確認をしてまいります。また、転入者、今後転入されている方についても、同様に確認をしてまいります。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（2）令和8年度入学 中学校学校選択結果報告についての質疑を終了いたします。

以上で、子ども部の報告を終わります。

続いて、保健福祉部の報告に入ります。保健福祉部（1）いきいきプラザ一番町旧レストラン跡地の改修について、理事者からの説明を求めます。

○小目高齢介護課長 いきいきプラザ一番町旧レストラン跡地の改修につきまして、保健福祉部資料2に基づきご説明いたします。

1の工事概要でございます。令和元年7月末をもって営業を終了いたしました、いきいきプラザ一番町1階にございました旧レストラン、店舗名をる・ぴあのと申しましたが、その跡地のうち、厨房部分につきまして、空間の有効活用を図るため、改修工事を実施するものでございます。資料下段に施設フロア図を掲載しておりますが、この黄色く色づけされた部分が今回の工事範囲でございます。

2の主な工事内容でございますが、幅広い用途に活用できる汎用性のある空間とするため、内装、空調、照明、インターネット回線など、一般的な事務室の使用を想定した整備を行います。

なお、旧レストラン跡地といたしましては、今回改修を行う厨房部分のほかに、ホールとして営業していた部分もございまして、こちらは、現在、主に千代田区社会福祉協議会が「一番町みんなのサロン」の会場として使用をしてございます。改修工事期間中は、このホール部分を工事作業場として利用することから、この間のサロン会場は、同施設1階のフロア内にございます区民ギャラリーに移動をさせていただきます。

このほかのいきいきプラザー一番町の施設機能は、特別養護老人ホーム等をはじめとした介護サービスのほか、ホールやプールなど様々ございますが、工事期間中も通常どおりの運営をさせていただきます。

3の工事期間は、令和7年12月1日から令和8年の3月31日までの予定でございまして、4の今後の周知方法といたしまして、12月5日号広報千代田でのご案内を予定しているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○西岡委員 まあ、これがよかった、悪かったというのは後から分かることだと思うんですけど、これは、厨房を生かしていくという、利活用するという方法はもう検討されて、でもやっぱりこれは見込みがないねというところで事務室的なものにするというところだったんですか。

○小目高齢介護課長 この厨房部分の活用方法については、来年度予算案の中で主なところはお示しさせていただきたいと考えてございますが、用途につきましては、様々なものを今検討しているところでございます。ただ、一般的な事務室使用ということでございますれば、今、社会福祉協議会でサロンとして活用してございますけども、そちらの会場として使うか、あるいはほかの事務所で使うか、そちらは様々な可能性というところで、今、検討をしているところでございます。

○池田委員長 厨房としてはもう使わないという判断をしたんですか。

○小目高齢介護課長 失礼いたしました。はい。厨房としては使わないというところでございます。

○池田委員長 検討はどこまでされたのかしら、その辺りは。もう確かにずっと使っていなかったので、厨房機器なんかは古いんだけれども、そこを整備するという検討はされていないんでしょうか。

西岡委員。

○西岡委員 要は造るときに、税金だから、ここに限らずですけれども、やはりまず税金をかけて一度こうやって、厨房もすごいお金がかかるもので、設備投資をしたときに、じゃあ使わないから壊すというのじゃなくて、やっぱりあくまで、ここだけじゃないですけど利活用を1回考えていただいて、リフォームして使えるんだったら、そこで例えばみんなのサロンでお料理教室をするとか、何かいろいろ利活用できると思うんですよ。

で、また新しくじゃあ設備投資して厨房を入れるというと、またすごく税金を使わなきゃいけないので、そこで一度検討されたんですかというところをやっぱりお聞きして、それでも判断して難しいねというところで壊すなら分かるんですけど、ちょっとそこだけ確認をしたいんです。

○小目高齢介護課長 令和元年の7月に営業を終了してから、こちらのレストランについては機能が残っておりますので、引き続き何かしらの活用はできないかというところは数年来検討してきたところでございます。ただ、なかなか新しく担うところも見つからないというところもございまして、サロンとして、今、隣のホールも使っているというところもございまして、こちらも長く根づいてきたというところもございますので、今回、事務室として改修をするというところの結論に至ったというところでございます。

○池田委員長 はい。ほかはいかがですか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（1）いきいきプラザー一番町旧レストラン跡地の改修についての質疑を終了いたします。

以上で、日程2、報告事項を終わります。

次に、日程の3、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

○おのでら委員 九段中等において土曜日の授業をやめるというような検討がなされているという話が、保護者の方に伝わったと聞いております。かなり大きな変更になる、もし実現するとすれば変更になると思いますんで、どういったことをお考えになっていらっしゃるのか、また保護者の方にどのようにご説明されているのか、次回で構いませんのでご説明いただけないでしょうか。

○上原指導課長 ありがとうございます。土曜授業をなくすというところについてのお話は伺っているところです。九段中等教育学校に限らず全ての学校が令和8年度に向けた教育課程をこれから編成するところで、具体的な検討にこれから入っていくところでございます。学校のほうと相談させていただきまして、報告できる内容等を確認させていただいて、ご報告申し上げるようにいたします。

○池田委員長 はい。そうすると、次回の委員会で報告が可能であれば用意ができますか。

○上原指導課長 はい。今まさに学校が検討しているところで、どこまで具体が進んでいるかというところを確認の上ですので、次回というところで、どこまでこう——その中でお話しできる部分と、まだ決まっていないところと、そういったところもございますので、そこを踏まえまして、なるべく早い段階で報告のほうをさせていただければと思います。

○池田委員長 よろしいですか。

おのでら委員。

○おのでら委員 保護者の方には書面の通知で7月19日付でされているそうなんですね。ちょっと前なので、そのときの、出されたときの経緯でも構いませんので、そこだけでも、内容も含めてご説明いただけないでしょうか。

○上原指導課長 これまで保護者に向けて、また生徒に向けて話をしているということを伺っております。あと、学校経営評議会のほうでも話をしたというところでも話を伺っていますので、その辺りのちょっと経緯について、今後の予定も含めてご報告、学校のほうに確認いたしましてご報告を申し上げます。

○池田委員長 はい。よろしいですか。はい。えっ、あるんですか。別件で。

小枝委員。

○小枝委員 すみません。ちょっと公式の場で言っておいたほうがいいかなと。本会議場のほうで、中高生の居場所について頭出しがされてきたということについて、これは委員会運営ということに関わってくるんですけども、何ですか、b-1 a bとか、いろんな名前がこれまで出てきて、もしかしたら私が入る前にもう皆さん見に行っているのかもしれないんですけども、もしさだであれば、そうしたこと、やはりもうそろそろイメージ、委員会側のイメージをしっかりといろいろ考えておいたほうがいいんじゃないかなと。同時並行でいろいろな施設が動いてまいりますので、九段南の再開発も動いているのかどうか分かりませんけれども、そうした中に、それこそトゥー・レイト、遅過ぎたというこ

とにならないように、委員会運営として申し上げています。視察を行ったほうがいいんじゃないかなということを、委員長、いかがでしょうかということを一応提言しておきます。

○池田委員長 関連で。牛尾委員。

○牛尾委員 私、bー1 a bに個人で行ったことがあるんですけども、すごい中高生専用の施設ですばらしい施設で、教育委員会でも報告されていますが、教育委員会の方は誰も知らなかつたんで、教育委員会としても行ってほしいんですけども。ぜひ委員会で行くというのは有効なことかなと思いますんで、そこはぜひご検討いただければなと思います。

○池田委員長 はい。ありがとうございます。今、2人の委員からご提案がありましたので、一度正副で預からせていただいて、前向きに進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。はい。

委員の方はよろしいですね、これで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

執行機関から何かございますか。

○清水学務課長 令和8年度神田一橋中学校通信教育課程の出願状況について、口頭にて報告させていただきます。

令和8年度の通信教育課程生徒の募集につきましては、10月6日月曜日から11月21日金曜日までを出願の受付期間としておりました。その結果、本科生は昨年度同様に出願者がございませんでした。別科生については1名の出願となってございます。別科生は1年ごとの更新となっておりますので、本年度在学の別科生である1年生9名、2年生4名に来年度更新の意向調査を実施したところ、2年生1名を除く12名が更新を希望されているところでございます。

今後の日程でございますが、12月6日土曜日に入学者選考を実施いたしまして、令和8年度の新規入学者を決定する予定となっております。

ご報告は以上です。

○池田委員長 はい。この件に関して質問ございますか。

○牛尾委員 ちょっと今回、残念ながら別科生1名ということでね、非常に少ないんですけども、この周知の方法というのは例年どおりだったのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

○清水学務課長 周知の方法としましては、区では9月20日号の広報に掲載するとともに、東京都の広報、例年どおりでございます、東京都でも周知をしておりまして、はい、例年どおり実施しております。

○池田委員長 はい。よろしいですかね。はい。

それでは、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

午後0時13分閉会